

疑わしい取引の届出手続き

1. 電子政府の総合窓口（e-Gov）の電子申請システムを利用した届出

電子申請システムを利用した届出は、電子政府の総合窓口（e-Gov）にアクセスし、申請画面に必要な事項を入力の上申請してください。

本件に関しては、個人情報であること、その他疑わしい取引の届出の有する特別な性質を認識し、届出過程における情報管理の一層の改善に取り組んで行くため、電子申請システムを利用した届出を積極的に推進しています。

（１）届出の準備

電子申請システムを利用した届出を行うにあたっては、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室（以下「JAFIC」という。）が提供しているソフトウェア「事業者プログラム」が必要となりますので JAFIC ホームページをご覧ください、必要な手続きを行ってください。

※ JAFIC ホームページのリンク先：<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>

（２）届出の流れ

① 事業者IDの取得

- ・ JAFIC ホームページから事業者ID発行申請書をダウンロード後に必要事項を記入の上、送付する。※ 送付先住所は JAFIC ホームページをご覧ください。
- ・ 登録が終了後、ID・パスワードが送付されます。

② 事業者プログラムの導入

- ・ 前述①で送付された文書で指定された方法により、事業プログラムダウンロードページから事業者プログラムをダウンロードしてください。

③ 届出書の作成

- ・ 事業者プログラムで届出書を作成してください。
- ・ 作成した届出情報を暗号化してください。（暗号化は事業者プログラムで可能です。）

④ 電子政府の総合窓口（e-Gov）からの届出

- ・ e-Gov の電子申請システムから前述③で作成した届出情報を届出してください。

2. 書面による届出（書留又は直接持参）

（１）届出書の作成

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第 25 条において定める届出様式を使用し、取引の相手方ごとに届出書を作成してください。

(2) 届出手続き

以下の①～②（持参の場合は②を除く）が提出すべき資料となりますので、郵送又は持参により農林水産省及び経済産業省へ提出してください。

- ① 前述（１）で作成した届出書及び添付資料
- ② 担当者名を含む返送先を記入した返送用封筒

(3) 届出の際の留意事項

- ① 届出書及び添付資料はA 4の書面で片面印刷とし、届出番号ごとにクリップで一まとめにしてください。
- ② 添付資料には、届出の対象となった取引及び取引の相手方に関して、取引明細、取引申込書、顧客管理資料、本人確認資料等のコピーを添付してください。
- ③ 持参による届出の場合は事前に持込予定時間を農林水産省及び経済産業省へ電話連絡した上で直接持参してください。

3. 電磁的記録媒体による届出（書留又は直接持参）

(1) 届出ファイルの作成

電磁的記録媒体による届出を行うにあたっては、J A F I Cが提供しているソフトウェア「事業者プログラム」が必要となりますので、J A F I Cホームページをご覧ください、必要な手続きを行ってください。

(2) 届出手続き

以下の①～④（持参の場合は④を除く）が提出すべき資料となりますので、郵送又は持参により農林水産省及び経済産業省へ提出してください。

- ① 事業者プログラムで作成・出力した自己復号型暗号化ファイルを記録した電磁的記録媒体
- ② 事業者プログラムから印刷した電磁的記録媒体提出票
- ③ 事業者プログラムで作成した届出票等を印刷した書面及び添付資料
- ④ 担当者名を含む返送先を記入した返送用封筒（受付印を押印したコピーの返送用）

(3) 届出の際の留意事項

- ① 届出票等を印刷した書面及び添付資料はA 4の書面で片面印刷とし、届出番号ごとにクリップで一まとめにしてください。
- ② 添付資料がない場合でも、届出票等を印刷した書面は必ず同封してください。
- ③ 添付資料には、届出の対象となった取引及び取引の相手方に関して、取引明細、取引申込書、顧客管理資料、本人確認資料等を添付してください。
- ④ 持参による届出の場合は事前に持込予定時間を農林水産省及び経済産業省へ電話連絡した上で直接持参してください。

4. 届出書の記載方法

J A F I C作成の「疑わしい取引の届出における入力要領」をご覧ください。

5. 疑わしい取引の届出のお問合せ先

J A F I C作成の「疑わしい取引の届出方法」をご覧ください。